

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示 保安林の指定の解除予定(二件)(森林保全課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての
適否の決定(水産課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

一般国道の供用の開始(道路課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第八百四十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成六年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町小原字小原家ノ上五三〇二、三〇〇・三〇一・三〇三・字山神谷二九四の二・二九四の五・字大空五四七の一八・五四七の三二・五四七の三七・五四七の三八・五四七の四〇・五四七の四一(以上一一筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百四十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成六年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町安原字大瀧一七六の一・一七六の六から一七六の一〇まで・一七六の一四から一七六の一八まで・一七六の六九・一七六の七四から一七六の八一まで・一七六の八六から一七六の八八まで(以上二三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第八百四十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成六年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
田後加入区	沖合底びき網漁業
網代加入区	沖合底びき網漁業及びしらつけ漁業

鳥取県告示第八百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第百二十九号）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十二月二十日

一 起業者の名称

中山町

二 事業の種類

「逢坂浄化センター」建設事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡中山町岡字船揚場地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六條の二の規定による図面の縦覧場所

西伯郡中山町赤坂六六

中山町役場

鳥取県告示第八百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八條第二項の規定に基づき、一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年十二月二十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
一七九号	倉吉市海田東町一一二地先から同市清谷字賀部田七七一地先まで	平成六年十二月二十日

鳥取県告示第八百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年六月十九日 鳥取県指令受都計三一一第一号

二 工区（第二工区）に含まれる地域の名称

鳥取市大覚寺字井古田及び字前田並びに吉成字山王及び字上分木

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市大覚寺一七〇—五八

吉田興産株式会社

代表取締役 吉田 勇

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第百四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年十二月二十日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	CRセレクト	株式会社藤商事
〃	ハンケーソン3	〃
〃	ロイヤルフラッシュ	株式会社平和
〃	エンブレム	〃
〃	エクセルDX	〃
〃	親方ナギ	フルホン工業株式会社
〃	チキキスハンパン	〃
〃	チキキス	株式会社三洋物産
〃	フアンタジー	〃
〃	CRマジカルパニック	〃
〃	CRパニックランド2	〃
〃	パニックランドV	〃
〃	パニックランド7	〃
〃	CRカクタンパー	〃
〃	CRアロソV	〃
〃	スーパーレディナー7	〃
〃	CRメルヘン	〃